

1. 宿泊税について



宿泊税の目的

宿泊税は、沖縄県が国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、観光旅客の受入れの体制の充実強化その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるために、沖縄県が導入した**法定外目的税**です。

宿泊税は沖縄観光の魅力を高めるさまざまな施策へ活用します。



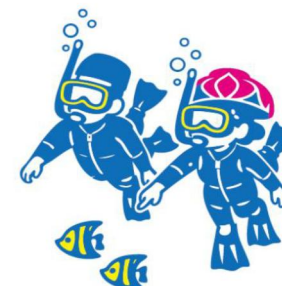
受入体制の
整備



景観・自然環境
の保全



文化・歴史の
継承



安全・安心な
観光



持続可能な
観光推進

1. 宿泊税について

宿泊税の概要



沖縄県における宿泊税の概要は、以下の表のとおりです。

項目	内容
課税開始時期	令和9年2月1日(月)
課税客体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者
税額	1人1泊あたりの宿泊料金に定率2%（上限2,000円） ※市町村が宿泊税を課している場合（R8.3月時：本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市） 県税0.8%（上限800円）、市町村税1.2%（上限1,200円）の計2%。当該市町村を通して申告・納入
課税免除	以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません ・学校の教育活動に伴う宿泊（修学旅行、部活動等） ・スポーツ大会、文化大会への参加に伴う宿泊（地域クラブ等） ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	宿泊者（納税義務者）から宿泊事業者（特別徴収義務者）が宿泊税を徴収し、沖縄県へ納入する方法（特別徴収） ※市町村が宿泊税を課している宿泊施設については、当該市町村へ申告・納入（沖縄県への申告・納入は不要）
申告・納入方法	原則、1か月ごとに申告と納入をする必要があります ※一定要件を満たす場合は3か月ごとの申告・納入とする特例があります
報償金	徴収した税額の2.5% ※導入から5年間は3.0%
税収規模試算	約77.3億円（うち徴税コスト約4億円 ※特別徴収義務者への報償金に加え、人件費を含む）
その他	税導入に伴う宿泊施設のシステム改修費を補助する予定（補助率10/10、1施設上限200万円）